

令和7年度第11回山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和8年2月13日(金) 午前9時30分～午前10時30分
- 2 場所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中17名)
荒瀬 澄枝、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、
小野 基之、片山 濶之、賀屋 忠之、徳田 文雄、中川 恵美子、
中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、八木 学、安田 敏男、
安野 正純、吉武 和子

(2)欠席委員(2名)
恒富 竹司、長尾 誠大

(3)事務局
森野局長・松永副参事・多田主幹・宮崎副主幹

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和7年度第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席17名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

小野 悟(おの さとる) 委員 及び、

小野 基之(おの もとゆき) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、中尾、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は129アールとなります。

議案第2号、陶、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は488アールとなります。

議案第3号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、東京都八王子市内に居住する者です。

取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第4号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模
は32アールとなります。

議案第5号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は23アールとなります。

議案第6号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は15アールとなります。

議案第7号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は31アールとなります。

議案第8号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は22アールとなります。

議案第9号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は26アールとなります。

議案第10号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は137アールとなります。

議案第11号、秋穂東、無償移転です。

申請人は市内に居住する者です。
取得後の経営規模は10アールとなります。

議案第12号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は、156アールとなります。

議案第13号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は、7,368アールとなります。

議案第14号、徳地岸見、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は、10アールとなります。

議案第15号、徳地鯖河内、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は、29アールとなります。

議案第16号、徳地堀、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は、100アールとなります。

議案第17号、阿東篠目、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は、82アールとなります。

議案第18号、阿東嘉年上、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は、220アールとなります。

議案第19号、阿東徳佐下、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、115アールとなります。

議案第20号、阿東徳佐中、無償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は、1,701アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

議案第17号と第19号についてお伺いします。譲受人の方が、経営地ゼロから82アールとか115アールを耕作することになっていますが、農業経験者の方ですか？いきなりそれだけものの規模を営農することが可能な方達なのでしょうか？

事務局

まず議案第17号につきましては、市内在住の55才の学習塾の経営者になりますが、今後につきましては、妻と2人でそれぞれ150日常時従事することです。農業経験はないとのことですが、地域の農業法人や農家さんの協

力を得ながら JA 共済にも加入され、営農に取り組んで行くという計画書を提出しておられます。なお、栽培品目につきましては、水稲と、畑においては玉ねぎと大根等の野菜を作付けるという計画で、地区協議会でも問題なしとのご審議をいただいております。

次に議案第19号につきましては、年齢は63才の方で、現在、借地で水稲栽培を行っておられるということで、自己所有農地を取得することで更に水稲栽培に励んで行きたいということです。本人は200日以上農作業に従事し、奥さんと娘さんにも手伝ってもらおうということです。農機具についても宅地と一緒に譲り受けることが出来るそうですが、田植え機とコンバインについては地域の方から借りるということです。これにつきましても、営農計画につきまして、地区協議会において問題なしとの審議結果をいただいております。

A 委員

分かりました。

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案14ページをお開きください。合わせて、参考位置図24ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第21号、滝町、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、道路を整備するものです。

議案第22号、吉敷赤田四丁目、用途地域内にある第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第23号、平井、用途地域内にある第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第24号、徳地三谷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、植林するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案18ページをお開きください。合わせて、参考位置図28ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第25号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第26号、大内千坊五丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第27号、宮野上、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第28号、平野三丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第29号、宮野下、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第30号、吉敷赤田二丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第31号、平井、用途地域内にある第3種農地に、集合住宅用地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第32号、富田原町、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第33号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第34号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第35号、嘉川、農用地区域除外後は、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地となる農地に、駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後の施行といたします。

議案第36号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第37号、嘉川、公共施設から近距離にある第3種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第38号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第39号、小郡東津一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第40号、小郡東津一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第41号、小郡東津二丁目、用途地域内にある第3種農地に、駐車場を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

なお、議案第26号については、●●●●委員が利害関係者になりますので、一度退出していただきます。

(事務局の誘導により委員退席)

会長

それでは、議案第26号について、委員の皆さんの意見を求めます。

また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

ご意見がないようでしたら、以上で議案第26号に係る議案審議を終わり、採決に入ります。

只今審議しました議案第26号について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第26号については、「許可」といたします。

それでは、議案第26号以外の議案について、審議を行いますので、●●●●委員の入室を求めます。

(事務局の誘導により委員入室)

会長

それでは、議案第26号を除く、農地法第5条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

【意見なし】

会長

以上で、議案第26号を除く、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。議案第26号を除く議案について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第26号を除く、農地法第5条に係る議案のうち、議案第27号から議案第29号及び議案第35号、議案第37号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他の議案については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案31ページをお開きください。合わせて、参考位置図44ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第42号、平野三丁目、用途地域内にある第3種農地です。申請人は、

市内に本店を有する法人です。

この事案につきましては、令和7年11月19日付けで、宅地分譲を目的とした、農地法第5条に基づく許可を受けましたが、隣接土地所有者より、管理が困難になっていて近隣に迷惑をかけることから、あわせて分譲地にして欲しいとの要望があったため、当該土地を含めた計画に変更するものです。

議案第43号、嘉川、公共施設から近距離にある第3種農地です。申請人は、市内に本店を有する法人です。

この事案につきましては、令和7年9月10日付けで、建売住宅を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、地権者が早期の売却を希望し、あわせて分譲地にして欲しいとの要望があったため、当該土地を含めた計画に変更するものです。

議案第44号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は、茨城県笠間市内に本店を有する法人です。

この事案につきましては、令和7年6月16日付けで、太陽光発電設備を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、近隣住民から要望があり、設置場所を変更するため、当該土地を含めた計画に変更するものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、中央及び川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び中央及び川西地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業

委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案34ページをお開きください。

議案第45号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計763筆 1,442,821㎡です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市より農業委員会の意見が求められたものです。よろしくお願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積等促進計画の案について、「異議なし」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積等促進計画の案については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。
議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案35ページをお開きください。合わせて、参考位置図47ページ以降を御覧ください。

議案第46号から議案第52号について、一括で説明いたします。

中央地区3件、川東地区1件、川西地区1件、徳地地区1件、阿東地区1件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

全ての議案について、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。

現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。2月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和7年度第11回山口市農業委員会総会議事録である。

令和8年2月13日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 小野 悟

署名委員 小野 基之

記 録 者 宮崎 聡子